

【 寄 稿 】

中国環境配慮型都市政策における政策執行過程の分析 —実効性確保手法についての考察を中心に—

(財)電力中央研究所

金 振、馬場 健司、田頭 直人

1. 初めに

1-1. 研究の背景

近年、中国では、急激な都市化率の上昇（付録を参照）¹を背景に、「資源節約型社会、環境友好型社会づくり」国家目標のもと、国レベルでの様々な「環境配慮型都市」政策が進められている。

「資源節約型、環境友好型社会づくり」とは、日本の内閣に当たる国務院²が、2006年に公布した国家発展計画「中華人民共和国国民経済および社会発展に関する第11次5カ年計画」³（以下、11次国家発展計画）において掲げた国家目標であり、今までの資源浪費型、環境破壊型の経済成長モデル

への反省に基づく新たな成長戦略を指す政策用語である。本成長戦略には、循環型経済の構築、自然環境の保護・修復、環境汚染の防止、水資源や農地といった国土資源の管理の強化など、様々な政策が含まれている。表1に見るように、循環型経済政策だけでも、省エネ政策等の産業規制政策や土地政策が網羅されている。

5年単位で計画が策定されるゆえに「5カ年計画」とも呼ばれている国家発展計画は、行政のマクロ経済への関与、経済市場に対する管理・監督責務の履行の重要な根拠とされており、強い規範性と拘束力を有する総合国家発展計画である。従って、「資源節約型、環境友好型社会づくり」目標は、国および地方政府における様々な政策の立案、形成・執行過程において、尊重されねばならない

表1 循環型経済の発展政策の内容

循環型経済の発展	省エネ政策	エネルギー多消費型産業の抑制。産業省エネ規制強化。省エネ技術の開発・普及。自動車燃費基準の強化、高燃費運輸設備の淘汰。化石燃料代替商品の開発など
	水資源の節約	農業節水の推進。雨水貯蔵の推進。火力発電所など産業節水技術の導入。公的建築物および住宅への節水施設の導入。海水淡水化など
	土地の節約	耕地総量制限。農地転用の制限。遊休農地の回復など
	材料の節約	包装材の小型化、軽量化。関連設計技術の開発・普及。再生材料の推奨。建築物の長寿命化など
	資源総合利用の強化	工業廃棄物、農畜産廃棄物の再利用。リサイクル制度の確立。拡大生産者責任制度の確立など
※『中华人民共和国国民经济和社会发展第十一个五年规划纲要』から電中研作成		

¹ 試算によると、中国の都市化率は1991年の30%から2007年の45%に上昇し、2030年には65%に達するとされる。中国人民大学編（国連委託報告書）『中国人類発展報告2009/10 迈向低碳经济和社会可持续发展』57頁を参照。

² 行政機関としての国務院は、総理、副総理、国務委員、各部長、各委員会主任、審計長、秘書長によって構成されており、国家政策の重要方針等は、国務院常務会議（総理、副総理、国務委員、秘書長）、国務院全体会議の審議を経て決定される。また、国務院組織には、①国務院弁公庁、②国務院組成部門（環境部、発展委員会など27部委）、③国務院直属特設機構（1委員会）、④国務院直属機構（体育総局、税務総局など15局、署。通常、部委が上級機関となる。）、⑤国務院弁事機構（国務院僑任弁公室など4室）、⑥国務院直属事業単位（新華通讯社、中国科学院など、14の社、院、局、委員会、理事会）、が含まれる。

³ 詳細は、『中华人民共和国国民经济和社会发展第十一个五年规划纲要（2006年～2010年）』28頁以下を参照。

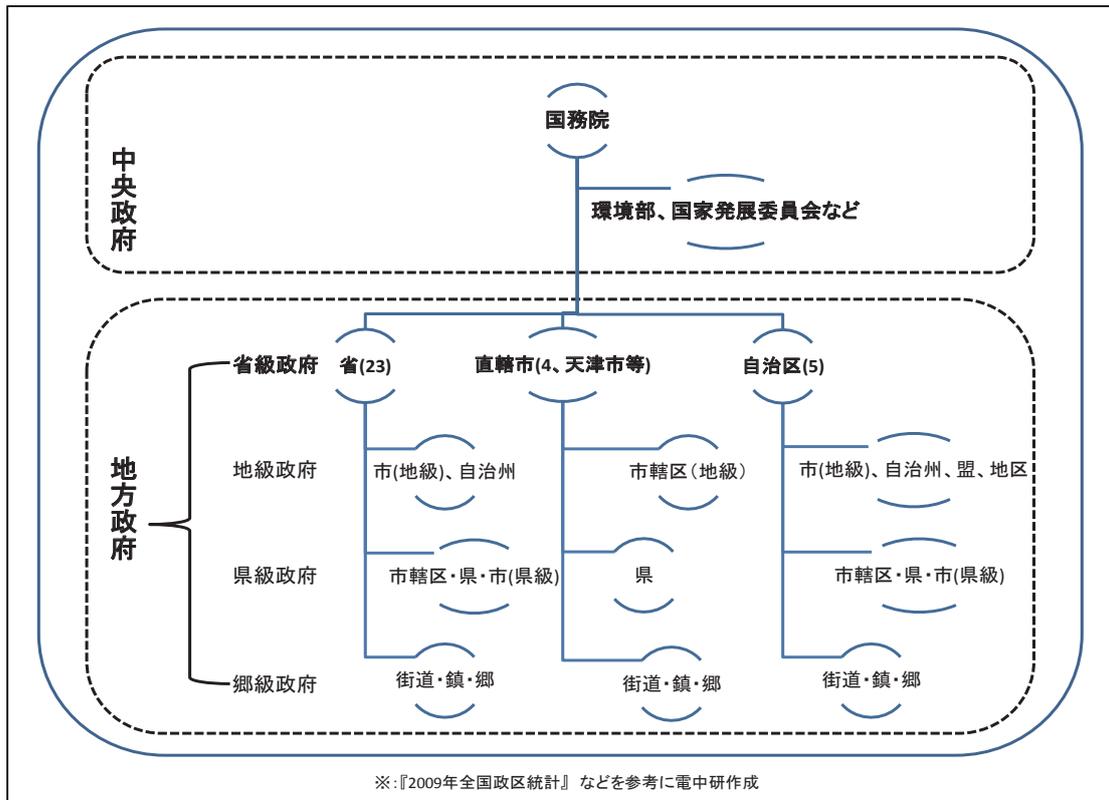


図1 中国における地方政府の種類、構成

基原本則となる。ちなみに、この国家目標は、12次5カ年計画（2011年8月公布）においても受け継がれ、「グリーン成長」国家目標と位置づけられている。

前記「資源節約型、環境友好型社会づくり」目標に基づき、中国では、多様な環境配慮型都市政策を導入しているが、中には、(1) 国務院が、11次国家発展計画において掲げたエネルギー消費量20%削減（以下、省エネ目標）、主要汚染物総排出量10%削減（以下、減排目標）等の国家目標を、強制力のある地方政府（行政区）ごとの目標に再分配し、その実現を地方政府に義務付ける「国家目標再分配政策」のように、日本では考えられない政策もある。また、(2) 日本の環境省にあたる環境部が地方政府を対象に進めている都市環境評価政策（体系化された評価指標に基づき、一定行政区の社会、経済、環境等について総合的に評価し、表彰する制度）や、(3) 「天津・中新生

態城⁴（エコシティ）」二国間都市開発事業（以下、天津中新生態城）のように、省級レベルの地方政府（以下、省級政府。図1）が推進している環境配慮型都市開発政策も、考察に値する政策的特徴がみられる。

アジア環境問題への貢献が求められる日本にとって、中国の環境配慮型都市政策について理解を深めることは、行政の産学官連携による効果的な進出施策展開を図る上で有用である。

1-2. 研究の目的、考察の対象など

本研究は、11次国家発展計画のもとで展開されている3つの環境配慮型政策、つまり、(1) 国務院が推進している「国家目標再分配政策」、(2) 環境部が推進している都市環境評価政策、(3) 地方政府が推進している環境配慮型都市開発政策、

⁴ 「中」、「新」は、中国およびシンガポール（新加坡）の国名の頭文字であり、名の通り両国が共同で進めている都市開発事業である。

の策形成過程に焦点をあて、地方政府としてもっとも権限を有する省級政府（23省、5自治区、4直轄市）と中央政府の関係に着目し、その特徴を明らかにすることを目的とする。

考察にあたって、（1）に関しては、前記、省エネ目標および減排目標の実現制度、（2）に関しては、「生態建設モデル都市」表彰制度、（3）に関しては、「天津中新生態城」環境配慮型都市開発事業を、具体的な検討対象とし、それぞれ、第2章、第3章、第4章において検討する。

そして、政策執行過程の分析にあたって、1）政策執行の仕組みを明らかにし、2）その実効性確保措置・運用について整理するだけではなく、3）政策を実現可能とさせた制度的背景についても分析を加える。1）および2）についての分析は、第2章～第4章においてそれぞれ行い、3）についての分析は、独立の章（第5章）において行う。

1-3. 研究方法

調査方法は、環境配慮型都市政策関連の法令、通達、計画や学術論文、中央政府および地方政府公式ホームページ上公開資料等の文献調査を中心とする。

2. 国家目標再分配政策について

2-1. 国家目標再分配政策とは

本政策は、日本の閣議決定にあたる29号國務院決定⁵によって確立されたものであり、法的拘束力のある11次国家発展計画において強制力のある9つの具体的な国家目標を定め、それを受けた中央政府の各政策担当部署がその目標をすべての省級政府レベルの目標に細分し、通達にて再配分し、

⁵ 詳細は、2006年8月24日発『『中華人民共和國經濟と社会発展第11次5カ年計画綱要』の主要目標および任務分配の実施についての國務院の通知』（以下、國務院29号決定）を参照。以降、通達の正式名称は省略。

それを受けた各地方政府がさらに下位の地方政府目標に再分配する責務を負う政策を指す。図2はこのような流れを表すものである。諸目標のうち、中央政府が特に力を入れているのが、前記、省エネ目標（図2の②）、耕地保持目標（図2の④）、前記、減排目標（図2の⑤）の3つの目標であり、とりわけ省エネ目標および減排目標に関しては、目標達成状況と地方政府の責任者の人事評価制度とリンクしているだけではなく、目標が達成できない場合の「事実上の不利益措置」まで用意されている。以下では、省エネ目標および減排目標の実現に関する制度（以下、節能減排制度⁶）の執行過程に着目し、さらに具体的な検討を行う。

2-2. 「節能減排」制度の執行過程の仕組みの分析

（1）削減目標の細分化および義務化

ここでは、まず、各地方政府の削減目標値の決定過程の仕組みについて検討する。各地方政府の目標値は、前記の國務院29号決定による授權に基づき、該党中央政策所管部署（省エネ目標は日本の経産省に相当する国家發展委員会、減排目標は環境部）が各省級地方政府の削減計画を策定する⁷。

図2にみるように、地方政府ごとの省エネ目標は一律ではなく、例えば、目標の一番低い地方政府と一番高い地方政府の間には、2.5倍以上の差があることがわかる。これらの目標値は、地方政府の自己申告に基づく目標値と、中央政策担当部署の算出による目標値に大きくわけることができる。地方政府の提出した宣言目標が全国平均値を上回る場合はそのまま地方目標として認め、全国

⁶ 中国語の「節能」とは、省エネの意味であり、「節約、+ 能源（エネルギー）」の頭文字をとった略語である。省エネ政策および減排政策に関しては、2007年からは対策強化が図られ、同年5月23日発の國務院決定（2007）：国發15号にて「節能減排」制度として統一された。以下では、「節能減排」制度と称する。

⁷ エネルギー消費量20%削減制度、主要汚染物総排出量10%削減制度に関する算定基準に関しては、國務院通達（2006）：国函94号・「附件：（發改規劃1816号）」、國務院通達（2007）：国發36号、を参照されたい。

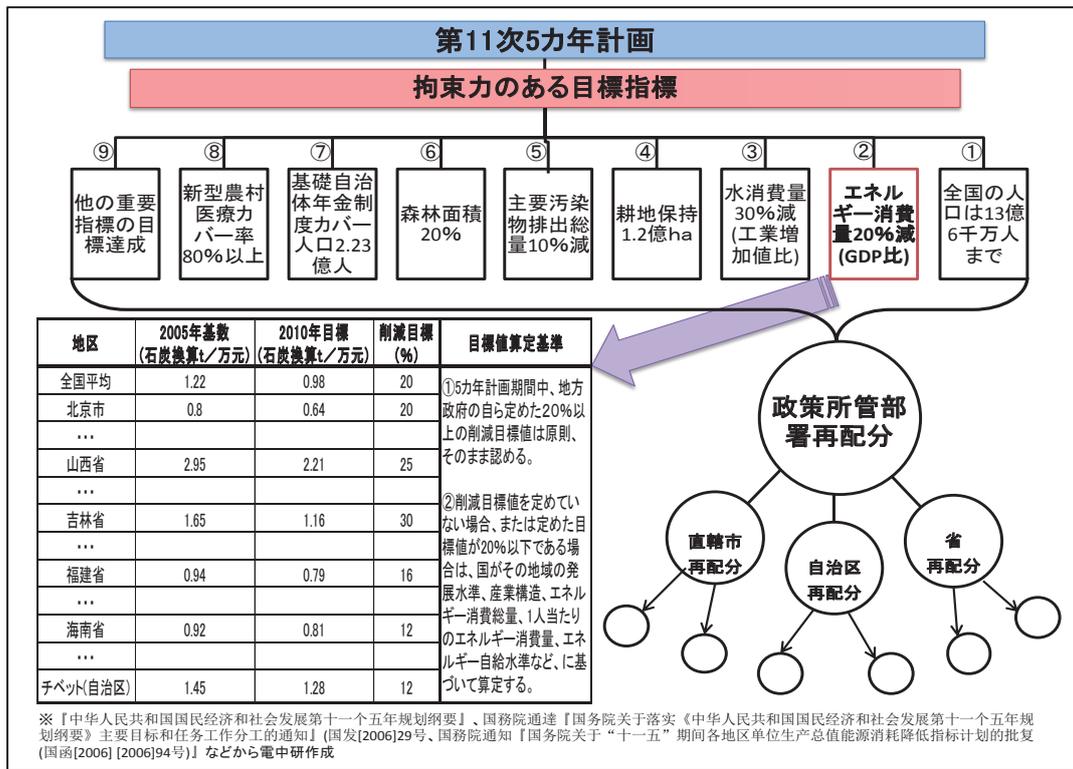


図2 国家目標再分配過程

平均値を下回る場合やそもそも宣言目標が提出されていない場合には、地方政府との調整等を経て、各地域における発展水準、産業構造、エネルギー消費総量、1人当たりのエネルギー消費量、エネルギー自給水準等に基づき国家発展委員会が国务院の承認を経て決めることとなっている。

(2) 省級政府の制度推進体制づくり責任の明確化

本政策の推進にあたって、29号国务院決定は、まず、a) 省級政府を省エネ制度推進責任主体であると明記した上、b) 省級政府に、国よって確定された目標をさらに細分化し、下位の地方政府および所管行政区域内の大口径エネルギー消費企業（以下、重点企業）に再分配する責務についても定めている。さらに、c) 省級政府には、所管区域における省エネ目標実施状況に関する統計制度、公報（情報公開）制度を確立すべきとする責務、中央政府に対する定期的な報告義務を定めた。統計制度構築に必要な技術的指標や評価ルールは、2007

年に公布⁸される国务院通達に詳細な規定がある。

2-3. 制度実効性確保措置

29号国务院決定は、再分配された目標の実効性確保措置として、(i) 省級政府に「目標責任制度」の確立が求められている。この場合の目標責任制度とは、省級政府が国から分配されたエネルギー使用量の削減目標を、市・县政府および所管行政区域内ごとにおける重点企業⁹の削減目標に細分化し、目標達成にかかる責任主体、実施期間等を明確に定め、その達成結果に応じて奨励または不利益措置を講ずる制度を指す。そして、(ii) 省級政府に、前記(i)の評価結果と連動した・人事

⁸ 前掲注(9)国务院通達(2007):国発36号を参照。

⁹ 企業の場合、「目標責任書」提出先(つまり、誓約先)は異なる。国営企業および国が認定した「1000の企業」の場合は国家発展委員会、その他の企業は、省級政府または市・县政府が誓約先となる。そのうち、エネルギーを大量消費する1000の企業(外資系企業も含む)に対しては、それを重点的管理企業として認定し、目標責任書(誓約書)の提出を求める制度である。認定は、国家発展委員会が行い、具体的な管理・監督は省・自治区・直轄市政府が行う。

評価システムの構築責務についても定めている。

省エネ目標執行体制の構築に関するこれらの責務は、翌年に公布された15号通達によって、減排目標政策分野にまで拡大されただけでなく、責務の更なる明確化が図られた。

すなわち、前記 a) 節能減排制度の責任主体は、「省級政府」から「各級人民政府および所属部署における主要責任者」と定め、さらに、(ii) に関連して「問責制度」および「一票否決」制度も導入された。「問責制度」は、目標達成できなかった場合の政府主要責任者の政治的責任を問う制度であり、場合によっては免職措置が取られる。

「一票否決」制度とは、政府¹⁰および所管部署(省・市・県発展開発委員会主任、環境局長など)の責任者の他の評価総合点が高くても節能減排の項目成績が不合格であれば、人事評価(昇進)の前提となる年末表彰や名誉・称号認定(個人および団体)を受ける資格が剥奪される制度をいう(政府企業の責任者にも適用される)。

また、成績の悪い地域においては、所管区域内に立地する投資事業の事業計画確認申請¹¹や環境影響評価申請(環境評価法16条)¹²の受付・認可も止められる(中央政府が許認可権者となる申請に限る)ほか、国による地方インフラ支援の制限措置も取られる場合もある¹³。地域GDP成長に貢献の大きい投資事業や国のインフラ支援が制限されることは、地方政府の主要責任者の政治生命にとって大きなマイナスとなる。

以上にみるように、節能減排制度における「国家目標再分配」政策は、施策における責任主体、

責任目標値を明確にし、目標達成への取り組み状況と人事評価制度をリンクし、「一票否決」制度を導入したり、目標不達成の場合の不利益措置を講ずることによって制度の実効性を確保していることがわかる。しかし、地方政府の意向や経済状況等に配慮しつつ目標値を決めていく柔軟な手法も取り入れている。

本政策手法の実効性は、本報告書の調査対象ではないため一概に評価できない。なお、中国国内における報道等¹⁴によれば、国家発展計画の最後の年である2010年に入って、節能減排指標の違法な「駆け込み達成手法」、つまり、強制的に電力供給を止めることによって目標を達成しようとする取り組み事例が多発し、大きな社会問題になっている¹⁵。地方政府の責任者にかなりの目標達成圧力がかかっていることが窺える。

統計資料によると、省エネ目標達成値は19.1%¹⁶とされ、概ね国家目標が達成されたとされる。中には、当初の目標値を達成していない省級政府もあるが、20%という国家基本目標以上達成していれば、一応、目標達成とみなされる。

¹⁴ このような社会問題は中国で「拉闸限电」と称され、関連記事も多数存在しており、以下のURにおける報道は、その一例である。

http://news.ifeng.com/mainland/special/2010fazhilanpishu/caijingpian/detail_2010_12/27/3714290_0.shtml

¹⁵ このような混乱を是正するため、国務院は、違法、不当な停電措置の禁止に関する緊急通知を発し、混乱の是正を図り、共産党直属のインターネット新聞「人民網」においても、監視投稿サイトを開設し、情報の書き込みを呼びかけており、2010年末まで、すでに1000件以上の情報が寄せられた。共産党直属のインターネット新聞「人民網」においても、監視投稿サイトを開設し、情報の書き込みを呼びかけており、2010年末まで、すでに1000件以上の情報が寄せられている。以下のウェブサイトを参照。

http://comments.people.com.cn/bbs_new/filepool/htdoc/html/02d06fbd945c42f13106beaebb5ffa44cfb4e3c7/b11171127/1_11171127_1.html

¹⁶ 2011年6月7日付の統計局公布を参照。
http://www.stats.gov.cn/was40/gjtjj_detail.jsp?channelid=75006&record=12

¹⁰ 省長・副省長、市長・副市长、区長・副区长、県長・副県長、郷長・副郷長が含まれる(組織法54条)。

¹¹ 中国では、投資事業(外資投資も含む)が国の産業政策に合致するか否かの審査する制度がある。法律上の制度ではなく国務院決定(日本の閣議決定にある)、国家発展委員会令『企业投资项目核准暂行办法』に基づく許認可・確認制度であり、企業自主決定権の確保の観点から審査対象を整理し、中央と地方との審査権限の再分配等について定めたものである。

¹² 中国の環境評価法、『中华人民共和国环境影响评价法』(2003年9月1日施行)16条、に基づく制度である。

¹³ 前掲注(7)の国函94号を参照。

3. 都市環境評価政策について

3-1. 都市環境評価政策とは

都市環境評価政策とは、一定の評価指標に基づき、都市の経済、社会、環境等を体系的に評価する制度であり、1990年代初期からすでに存在していた。1992年よりスタートした建設部（日本の国交省に相当）推進制度「国家園林都市・評比達標表彰活動」が、本制度のルーツともいえる。

2009年までに合計125都市が認定を受けている本制度の場合、都市緑化率の向上が主な政策目標ではあるが、評価指標の中に景観保護（屋外看板規制状況、街並みの統一性など）やヒートアイランド対策、空気質、水質、ゴミ処理などに関する指標のほか、都市設備（ガスや水道の普及状況、道路整備状況）、都市交通（市営バス保有台数）に関する指標も含まれ、評価の範囲は広い（2000年基準）¹⁷。

ほかにも、「環境模範都市」、「生態都市」、「低炭素都市」、「循環経済型都市」、といった多種多様な都市環境関連の「評比達標表彰活動」が中国において展開されており、中には15年以上にわたって実施された長寿制度も珍しくない。

「評比達標表彰活動」とは、「評価・選抜活動」、「目標達成評価活動」、「表彰活動」の意味が含まれており、直訳すると「表彰制度」の用語に近い。統計資料によると、2009年末まで、様々な表彰制度が全国に7万以上も存在しているとされ、このような政策手法は中国において広く用いられていることがわかる¹⁸。

中央政府が進めている都市環境評価政策についてまとめたのが表2である。これらの諸制度の特

徴は5つの点にまとめることができる。第1に、中央政府が進める制度ではあるが、制度の適用は地方政府の任意に委ねていること、第2に、制度にかかると行政機関の規範性根拠規定（通達など）が存在すること、第3に、認定に関する明確な評価指標（目標）、基準、手続規定が存在し、第4に、継続的な制度として確立していること、第5に、制度評価に基づく不利益措置（例えば、認定の撤回）または政治的（人事評価への反映）、金銭的インセンティブが設けられていること、が挙げられる。

以下では、都市関連許認可権限を有しない環境部が推進している「生態建設モデル都市」制度（以下、「生態都市」制度）に焦点を当て、政策過程を明らかにする。

表2 都市環境評価政策

政策類型	推進主体	導入時期	政策	環境指標関連項目
認定制度	環境部	1997年～	国家環境保護模範都市	空気質、水質、騒音、ゴミ収集・処理、緑化率など。
		1996年～	生態建設モデル都市(生態工業区も含む)	空気質、水質、騒音、ゴミ収集・処理、緑化など。
	建設部	1992年～	国家生態園林都市	空気質、水質、騒音、ゴミ処理、緑化など。
		1992年～	国家園林都市	空気質、水質、緑化、ゴミ処理
			国家節水都市	水質(工業廃水等の処理、リサイクルなど)
		2000年～	中国人居环境賞(2006年基準改定)	空気質、水質、緑化、ゴミ処理、
	発展委員会 環境部 科学技術部 財政部 商務部 国家統計局	2005年～	循環経済试点	空気質、廃棄物処理
	衛生部	2005年～	全国衛生都市	空気質、水質、ゴミ収集・処理、緑化率など。

※本表は、文献調査に基づき、電中研が作成

3-2. 「生態都市」制度の執行過程の仕組みの分析

「生態都市」制度は、1996年からスタートして、今日まで継続されている長寿制度である。本制度の目標は、従来の資源大量消費型・環境破壊型発展モデルへの反省に基づき、地方政府の、環境保護および環境資源の有効利用と経済発展とのバランスのとれた地域づくりへの取り組みを促すことを目的としてスタートしたものである¹⁹。2006年

¹⁷ 建設部通達（2000）：建発106号を参照（2000年以前の資料は入手できていない）。

¹⁸ 2009年末までの統計資料によると、党、行政機関、公的機関によって設立された各種表彰制度は、全国に70,461個もあったが、制度の形骸化、重複などの問題点が指摘され、現在は、2,356制度に整理された（削減率97.76%）。詳細は、整理規範評比達標表彰工作聯席會議（表彰制度整理事業聯席委員會）通達『关于公布行政等系統中央單位評比達標表彰活動保留項目通告』（2009年12月30日）を参照。

¹⁹ 環境部通達（1995）：環然444号を参照。

以降は、「資源節約型、環境友好型社会」実現が基本目標として掲げられている。

制度執行の主な担い手は、下級地方政府における環境部署ではあるが、責任主体は地方政府責任者となっている。認定は、原則として各レベル地方政府の自己申告に基づく書類審査となり、環境部署が受付、推薦機関となる。下級政府の環境部署の上級環境部署に対する推薦を経て、最終的に環境部（中央政府）が決定する。省級政府の環境部署は、さらに下級政府の環境部署によって推薦された認定申請に対する第1次審査権を有する。

3-3. 制度実効性確保措置

(1) 認定基準の明確化

1998年以前までは、全国的制度設計に向けた地域限定の実験事業として進められており²⁰、全国レベルの制度として始動できたのは、1998年、体系化された認定評価指標²¹が発表されてからである。評価指標は、微修正はあるもののほぼそのまま後期制度に引き継がれた²²。表3は、評価指標についてまとめたものである。

(2) 認定手続、要件の厳格化

制度運用の適正化を図り、2006年から認定手続に関する専門規定が設けられた²³。また、申請内容の誠実性を確保するため、書類審査のほかに、口頭報告の聴取、現場調査、市民アンケート調査（ウェブアンケート調査も含む）等の調査手法を総合的に取り入れている。また、審査に合格したとし

表3 生態都市県・市評価指標

指標	項目(生態県評価項目)	生態県	生態市	
経済発展	1 農民の平均年収	市: ≥8000(元/人)	市: ≥8000(元/人)	
		経済発展地域	県: ≥6000(元/人)	県: ≥6000(元/人)
		非経済発展地域	市: ≥6000(元/人)	
			県: ≥4500(元/人)	
	2 第三産業の占めるGDP率		≥40%	
	3 原単位GDPエネルギー消費量	≤0.9(TCE/万元)	≤0.9(TCE/万元)	
4 工業生産増加値あたりの水使用量(節水)	≤20(m³/万元)	≤20(m³/万元)		
5 農業用水有効利用係数	≥0.55(m³/m³)	≥0.55(m³/m³)		
6 製造企業の汚染物質排出規制基準適合率		100%		
7 緑化率・森林面積				
生態環境保護	山岳地帯	≥75%	≥70%	
		丘区	≥45%	≥40%
		平原地区	≥18%	≥15%
		寒冷地区、草原区	≥90%	≥85%
		8 環境保護・指定区画面積		≥17%
		山岳地帯、丘区	≥20%	
		平原地区	≥15%	
	9 空気質	『環境空気質基準(GB3094)』等	『環境空気質基準(GB3094)』等	
	10 水環境・水質: 所管河川、海域の水質	『地表水環境基準(GB3838-2002)』等	『地表水環境基準(GB3838-2003)』等	
	11 騒音レベル	『都市区域環境騒音基準(GB3096-93)』	『都市区域環境騒音基準(GB3096-94)』	
	12 主要汚染物質の排出状況	国家汚染物質排出総量削減目標の達成と同時に		
		COD	<3.5(kg/万元)	<4.0(kg/万元)
		SO2	<4.5(kg/万元)	<5.0(kg/万元)
	13 都市汚水集中処理率	≥80%	≥85%	
		工業用水リサイクル率	≥80%	≥80%
	14 都市部生活ごみ無害化処理率(危険廃棄物は含まない)	≥90%	≥90%	
		固体産業廃棄物の処理率(危険廃棄物は含まない)	≥90%	≥90%
	15 公共緑地面積	≥12m²/人	≥11m²/人	
	16 農村部家庭消費クリーンエネルギー利用率	≥50%		
	17 農業副産物(わら等)の総合利用率	≥95%		
	18 一定規模養殖場における家畜糞の総合利用率	≥95%		
	19 科学肥料使用率	<250(kg/ha)		
	20 水道水質、飲用水(分散型水源)の衛生適合格率	100%	100%(水道水のみ)	
21 農村部の衛生トイレ普及率	95%			
22 GDPあたりの環境保護投資の割合	≥3.5%	≥3.5%		
社会進歩	23 人口増加率	国家政策への適合		
	24 市民の環境満足度	≥95%	≥90%	
	25 都市化レベル		≥55%	
	26 集中型熱供給の普及率		≥85%	

※ 評価項目のうち、6、7、16、19、21、24、25、26は、参考指標である。
 ※ 本表は、環境部通達『全国生態県、生態市、生態省建設指標(修訂稿)』(2007年12月26日、环发[2007]195号)に基づき、作成したものである。

ても、10日の公示期間、つまり、評価結果に対する異議申出期間が設けられている。さらに、制度の継続的実効性を確保すべく、毎年、再調査を実施し、不合格の認定取消措置も導入している。

環境部は、省級政府に対し、認定にかかる基本条件(2003年基準)として、以下の5つを提示した。

第1に、省級政府の所管区域におけるすべての県、市以上の地方政府に、独立した環境部署が設置されていること、である。1999年以降、地方組織改革が行われ、従前より国务院の専管事務とされていた環境保護行政事務の地方政府事務化が進められていた。地方政府事務化といわれていても、実態としては機関委任事務に近く、組織の設立、

20 本表彰制度の評価項目の1つである循環型農業(バイオマス資源の再利用)に関する地方政府や学界の取組は、早くて1980年代初期からかかる取組事例はあった。詳細は、森永輝=泉留維(2003)、「中国吉林省における『生態省』政策の形成過程と現状」、同志社大学ワールドワイドビジネスレビュー、NO.4(2)の18頁以下を参照。

21 詳細は、環境部通達(1998):環弁272号を参照。

22 今まで、計4回指標改正が行われる。詳細は、環境部通達(1998):環弁272号、通達(2003):環発91号、通達(2005):環発137号、通達(2007):環発195、などを参照。

23 環境部通達(2006):環弁28号を参照。

運用にかかる予算は、地方政府が負担することとなっていることから、組織の設立に消極的な地方政府も少なくなかった。この基本条件から、当時の環境部は、「生態都市」制度を通じ、地方環境組織改革の推進を省級政府に期待していたことが窺える。

第2に、省級政府による「生態都市総合計画」が策定されていること、である。この基本条件によれば、「生態都市」制度の推進に関する総合計画は、省級政府と環境部が共同で策定し、また、省級人民大会（地方議会）の審議および実施に関する公布を得る必要があった。環境部は、下位地方政府の「生態都市総合計画」に対して有する総合計画の法的効力に、制度の実効性確保の効果を期待していたことがわかる。

第3に、所管行政区域内におけるすべての県・市において、党委および政府主要責任者の環境保護取り組み状況を評価する仕組みが確立されており、またその仕組みが人事評価制度とリンクしていること、である。これにより、省級政府は、下級政府のかかる人事評価制度の構築の有無につき、監督、指導をせざるを得ないこととなる。一部の地域では、市の各部署間、市と下級政府間の連携体制づくりため、節能減排制度において用いられる「目標責任書」制度を導入している事例もみられる²⁴。

第4に、なによりも特徴的な基本原則として、所管行政区域内の80%以上の県・市が生態都市認定を受けているとする「認定率80%」基準が挙げられる。もっとも、県、市の認定の場合も、下級政府（鎮、郷）認定率80%への到達が基本条件となるため、結果的に省級政府と県・市政府および鎮・郷政府の間には事実上の「連帯責任」が生じる仕組みとなっている。

第5に、2007年以降は、「国」、「上級政府」により分配された節能減排目標の達成」が基本条件

として設けられた²⁵。表彰制度ではあるが、第2章において取り上げた「節能減排」制度と連動関係にあることがわかる。

それは、国家発展計画に基づく国务院の種々決定（例えば、前記29号国务院決定）、通達は、省級政府および国务院組成部門（環境部、国家発展委員会など27部委）を通達名宛人として出されているため、環境部であっても節能減排目標達成のための責務（間接的）が生じ、既存の政策の中に所管事務ではない省エネ目標促進政策を取り入れる必要があるからである。

（3）インセンティブ

本制度の認定を受けた場合の賞金等はわずかなものではあるが、本認定結果は、地方政府および地方環境局責任者の人事評価や環境部の補助金申請許可の際の判断素材となる。また、都市間競争の激しい中国では、このような国家認定は都市ブランド力の証とされ、国内外に対するアピールポイントとしての役割も果たしている。

認定手続、基準の厳格化、本制度と人事制度、補助金制度とを連携させるなど、制度運用の強化を通じて、制度実現可能性の確保に貢献している。

中央政府としての環境部は、地方政府は無論、地方環境局責任者に対しても懲戒権のような直接的な指揮監督権限は有しない。また、表2に見るように、中には環境部権限範疇に属さない都市インフラや省エネ、人口抑制制度等に関する評価指標も含まれており、制度の実現可能性には疑問を感じるころがある。だが、本制度は、任意適用の制度とはいえ、2010年1月まで、計6回の認定が行われ、合計389の県・市（全国3858の県・市24）の13.6%が認定を受けており、14の省級地域が「生態省」認定を目指して取り組んでいる状況である。

²⁴ この点に関しては、以下のウェブサイトを参照。
<http://www.forestry.gov.cn/portal/main/s/102/content-447293.html>

²⁵ 国家発展計画において掲げた目標を認定基準に取り入れる取り組みは、「文明都市」制度や「環境モデル都市」制度（総量削減指標の取り入れ）においてもみられる。

4. 地方政府の環境配慮型都市開発制度について

4-1. 環境配慮型都市開発制度とは

環境配慮型都市開発制度とは、環境配慮型都市づくり理念を盛り込まれた地方政府の都市計画に基づき行われる都市開発事業を指す。

地方政府の都市計画は、前述 11 次国家発展計画における「資源節約型、環境友好型社会づくり」基本原則の拘束を受けるため、本原則に沿った都市計画づくりが求められている。特に、胡錦濤主席が「資源節約型、環境友好型社会づくり」の国家目標を「生態文明建設（エコ文明建設）」と表現し、提唱したことを受け、2006 年以降、地方政府の都市計画の中に「生態都市」という名の計画が急増した背景がある。

これらの開発事業の中で、中国およびシンガポール両国間条約に基づく二国間共同開発事業である「天津中新生態城」国家プロジェクトが特に注目されている。以下では、この事業について検討する。

4-2. 事業の特徴

「天津中新生態城」は、天津市政府（省級政府）が指定した都市開発地域、「濱海新区」（計画総面積 2,270 km²、5 つの県・市級地域、経済技術開発区、保税区分が含まれる）の内に属される一開発区域（計画総面積 31.23 km²）である。「濱海新区」は、都市機能、または、扱う中心産業の類型によって、さらに、ハイテク製造産業区、高技術産業区、商務商業区、化学工業区、国際観光区等の計画区に分けられる。本事業の特徴として以下の 2 点が挙げられる。

第 1 に、本事業は、国家級総合改革実験区政策の適用を受けていることが挙げられる。

国務院は、2006 年 5 月 26 日発の通達にて、「濱海新区」都市開発地区を「全国総合政策改革実験区」²⁶（以下、総合実験区）と指定し、国による

資金的、制度的支援を約束した²⁷。国務院は、この通達において、天津市政府に対し、「濱海新区」をハイレベルの現代製造業およびハイテク研究開発・産業化基地、北方国際空運センターと国際物流センターとして、そして、「経済が発展し、居住環境の美しい、社会的に安定した」区域経済発展モデル地区として建設することを求めている。本事業は、「居住環境の美しい」モデル地区づくり事業としての性格をも有する。

資金的支援として、国によるインフラ投資等の予算拡大や減税（法人税）等が挙げられる。制度的支援としては、地方政府による総合政策改革案の自主決定権、実施権の付与および改革関連権限の包括的な移譲等が挙げられ、その範囲は、都市計画制度改革、金融制度改革、通関制度改革など広範に渡る。総合実験区政策の適用を受けている意味において、「中新生態城」は国家プロジェクトとして位置づけることができる。

第 2 に、本開発事業は、中国およびシンガポール両国間条約²⁸に基づく二国間共同開発事業である。この事業は、1994 年よりスタートした蘇州工業園区共同開発事業（総開発面積 288 km²の内、80 km²が共同開発区域）²⁹の成功実績が生んだ国家級プロジェクトともいえる。その特徴は、開発事業をめぐる両国間の管理体制にある。

図 3 のように、本開発事業の特徴は、両国間による 3 段階の管理体制にある。協定および補足協定に基づき、まず、事業推進における最高レベルの意思決定機関として、両国の副総理が筆頭する協調理事会を設け、その下に、両国における建設部部長レベル（日本の国交省大臣）の推進委員会

総合特区として認めて以来、2010 年末まで計 8 特区が認定された本制度は、国家発展委員会が申請窓口となっているものの、明確な申請基準はなく、国家発展委員会委員会に大きな裁量権が認められている。

²⁷ 国務院通達（2006）：国発 20 号を参照。

²⁸ 2007 年 11 月 17 日締結（即日発行）二国間条約『中華人民共和国政府と新加坡共和国政府关于在中华人民共和国建设一个生态城的框架协议』。

²⁹ 1994 年 2 月 26 日締結（即日発効）二国間条約『中華人民共和国政府と新加坡共和国政府关于合作开发建设苏州工业园区的协议』を参照。

²⁶ 2005 年 6 月 21 日、国務院が上海浦東新区を第 1 号

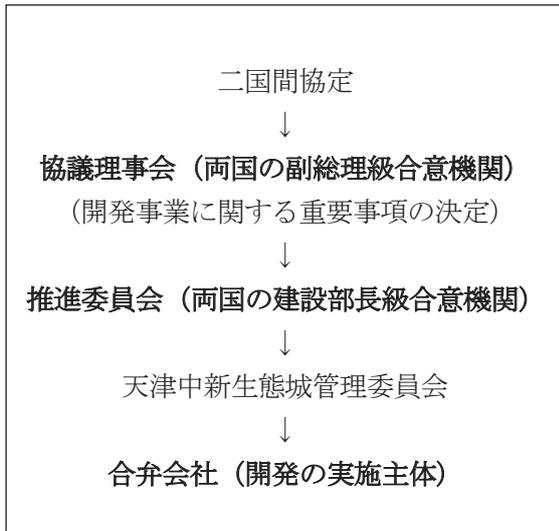


図3 天津中新生態城事業の二国間管理体制

を設けている。

その下に、中国およびシンガポールの企業連合の共同出資によって設立された合弁会社があり³⁰、具体的な開発事業推進（不動産開発、公共インフラ建設・管理、外資誘致等）を担う。これは、本来であれば地方政府（地方政府投資企業）の既得権益ともいえる開発権益が対外的に開放されたとの見方もできる。中国国内報道によれば、生態城都市開発計画の原案づくり段階からシンガポール市区重建局が深く関与するほど、二国間においては緊密な連携体制が構築されているとする³¹。本事業を巡る天津市政府とシンガポール政府、企業との交渉過程は、電力中央研究所報告（Y10038）『中国における環境配慮型都市政策—政策形成・執行過程における中央政府と地方政府との関係を中心に—』³²を参照されたい。

以上のように、天津生態城開発事業は、総合実験区政策の恩恵を受けていること、二国間の共同

³⁰ 総資本金40億元、出資比率は50%：50%、ただ、中国側は資本金代わりに土地使用権を提供している。
³¹ 陈杰「中新生态城在资源约束条件下建设“未来之城”」を参照 <http://www.022net.com/channel/zxtjstc/>
³² 金振・馬場健司・田頭直人『中国における環境配慮型都市政策—政策形成・執行過程における中央政府と地方政府との関係を中心に—』（電力中央研究所報告Y10038、2011年）、を参照。
<http://criepi.denken.or.jp/jp/kenkikaku/report/detail/Y10038.html>

開発事業として位置づけられている点において、他の国家プロジェクトとは区別される特徴がある。

4-3. 制度の実効性確保措置

全国に波及させるモデル事業として採択された本事業の実効性確保措置として以下のようなものが挙げられる。

(1) 制度目標の指標化・具体化

いままで単なる政策スローガンに等しかった「生態都市」政策について、初めて体系化された建設指標をもって明確にし、それを拘束力のある都市づくり指標として位置づけた（表4）。本指標は、事業区域内における都市計画は無論、経済発展計画、環境保護計画などを拘束する基本計画としての性質を有する。また、本指標は、「三能原則」（環境配慮型都市づくりにかかる成功経験をシステム化し、かつそれを、模倣可能、実現可能、普及可

表4 天津中新生態城建設指標

項目		目標値	目標達成年度
(1)自然環境	1 空気質	国家2級達成日数≥310日/年	即日開始
		SO2&NOX国家1級達成日数≥155日/年	即日開始
		『環境空気質基準(GB3095-1996)』	2013年
	2 区内地表水環境基準	『地表水環境基準(GB3838-2002)』現行基準Ⅳ類	2020年
	3 飲料水質	100%	即日開始
	4 騒音レベル	100%	即日開始
(2)人工環境	5 GDP比CO2排出量	150(TCE/\$1MM)	即日開始
	6 湿地保護率	100%	即日開始
	7 グリーンハウスの比率	100%	即日開始
(3)生活環境	8 ご当地固有植種の比率	0.7≥	即日開始
	9 公共緑地面積 ※	≥12(m ² /人)	2013年
	10 1人当たりの水消費量※	≤120(L/人・日)	2013年
(4)基礎インフラ	11 1人当たりのごみ排出量	≤0.8(KG/人・日)	2013年
	12 公共交通利用者、自転車利用者、徒歩によるお出かけ人口の割合	≥30%	2013年まで
	13 ゴミ回収率	≥60%	2013年
	14 徒歩圏500m以内において無料の文化・スポーツ施設が整備されている居住区の比率	100%	2013年
(5)都市管理体制	15 産業廃棄物、一般廃棄物の無害化処理率	100%	即日開始
	16 公共施設におけるバリアフリー施設の割合	100%	即日開始
	17 通信、ガス、水道等基礎インフラ普及率	100%	2013年
(6)持続的経済発展	18 福祉住宅(低価額、低賃料物件)の割合	≥20%	2013年
(7)科学技術の水準	19 再生可能エネルギー利用率	≥20%	2020年
	20 比伝統水資源(海水、雨水)利用率	≥50%	2020年
(8)雇用	21 1万人当たりの科学者、技術者の割合	≥50(人)	2020年
	22 居住者の現地就職率	≥50%	2013年

※項目8、9は、「国家園林都市」認定制度基準を適用
 参考文献:『天津中新生態城総体規制』

能なものとする、という原則)に適した都市づくりを中央政府に宣言する地方政府の「誓約書」(当然、人事評価にもつながる)として、或いは様々な国の政策的支援策を求める「交渉カード」としての役割をも果たしている。

(2) 政策提言による開発権益の確保

総合実験区政策の活用による開発権益の確保が挙げられる。本事業の予定地における建設用地、つまり、都市計画において開発(宅地、工業用地など)が認められた土地は全体の0.998 km²(予定地の2.92%)しかなかった。沼地など未利用土地は12.98 km²(37.97%)とあるものの、2006年以降より未利用土地転用も建設用地総量規制の対象となっているため、開発は制限されていた³³。これに対し、天津市は、未利用地転用を総量規制対象外とする内容を総合実験区政策改革案³⁴に盛り込み、国务院の同意を得ることによって、事業予定地の4割を占める未利用土地転用を可能した。

(3) 共同開発事業の推進体制に適した専管委員会の設立

天津市政府は、効率的な行政サービスを提供するため、「天津中新生態城」専管委員会を設立し、都市計画(計画策定権)、建築、環境、交通、不動産、商工業、公安、福祉、教育等含む包括的な管理監督権限の移譲を行い³⁵、また、開発事業にかかるすべての申請受付業務を1カ所の窓口を集約した上、標準事務処理期間(3日)を設けることによって、申請手続の簡素化、迅速化を図った(11条、18条)。

このように、天津市政府(省級政府)は、拘束力のある建築指標の明確化、中央政府に対する積極的な政策提言や包括的な権限移譲による組織改革等を通じ政策の実効性を確保している。

5. 政策執行可能な制度的背景についての分析

以上、国家目標再分配政策、都市環境評価制度、環境配慮型都市開発政策、の3つの政策につき、それぞれ、①節能減排制度、②「生態都市」表彰制度、③天津中新生態城事業を中心に検討した。①～③のいずれの制度もその政策執行の実効性確保にあって、責任主体および評価指標の明確化が図られており、取り組み状況と人事評価とをリンクする手法が導入されている点においては共通している。

このような実効性確保手法が取り入れられる制度的背景として、(1)省級政府に対する中央政府の指揮監督権限の強さ、(2)国家発展計画の拘束力の強さ、(3)党による人事制度の一括管理、の3点に求めることができる。詳細は、共産党と行政との役割分担体制などについても考察した前述(前掲注32)の電力中央研究所報告(Y10038)を合わせて参照されたい。

5-1. 省級政府に対する中央政府の指揮監督権限

中国における中央と地方の関係は、日本における国と地方関係それとは本質的に異なる。日本における国と地方の関係は、地方自治法に基づき、事務配分(自治事務および法定受託事務)を前提に、「関与の法定主義」(245条の3、4)をとっており、「法律又はこれに基づく政令」の根拠がない限り、地方自治体は国の関与に應ずる義務は生じない。

これに対し、中国は地方自治制度をもたず、中央政府と地方政府の事務配分や国の関与のあり方に関する一般的な法制度は存在しない。しかも、独立な法人格を付与されている日本の地方自治体とは異なり、中国の憲法³⁶および中華人民共和国地方各級人大(人民代表大会)および地方人民政府

³³ 国务院通達(2006):国発31号を参照。

³⁴ 天津市改革計画『天津滨海新区综合配套改革试验总体方案三年实施计划(2008-2010年)』三の6を参照。

³⁵ 天津市政府が策定した『天津滨海新区综合配套改革试验总体方案三年实施计划(2008-2010年)』を参照。

³⁶ 「中華人民共和国憲法」105条は、「地方各級人民政府は、地方各級における国家権力機関(人民大会、筆者注)の執行機関であり、地方各級国家行政機関である」と、定めている。

組織法(55条)³⁷上、地方政府は、国务院の統一的な「領導(指揮・監督)」に服従する国家行政機関として位置づけられており、中央政府と地方政府との間には明確な指揮・監督関係が存在している。

国务院の指揮・監督権限に関する具体例として、第1に、地方政府の制定した行政命令(行政法規)に対する国务院の解释权、取消権が挙げられる。

立法上、省級政府は、地方規章³⁸(以下、地方行政命令)を制定することができる。地方行政命令には、部門規章(日本の省令に相当)と同等の効力が認められ、また、法令解释权は裁判所が「独占」している日本と異なり、中国では、それが制定機関にあるとされ³⁹、地方行政命令の場合、省級政府が法令解释权者となる(立法法73条、83条)⁴⁰ため、省級政府には日本の地方自治体に比べ広範な地方行政命令制定権限が与えられている。しかし、国务院は、違法、越権、不適切、立法手続違反など(立法法87条)の地方行政命令を変更・無効(立法法88条3項)とする権限を有する。

第2に、国务院の有する権限分配決定権限も指揮・監督権限の一例として挙げられる。国务院は省級政府に対する職権分配決定権に基づき(憲法

89条4項)、国务院通達を通じ、所管許認可権を調整する権限を有する。つまり、許認可権限が法定事項とされる日本とは異なり、中国における地方政府の許認可権限は、国务院の弾力的な権限移譲政策に左右される不安定な権限であるということができる。最近の例として、政府の企業経営への過剰な干渉の抑制、企業自主決定権の確保政策に関する国务院決定において⁴¹、投資審査にかかる地方政府の許認可権限の再調整(集中、廃止)が行われた。いままで、国务院は、省級政府の下位地方政府への職権分配決定における裁量を認めるのが一般的であったのに対し、近年、下位政府への権限移譲禁止等のルールも設けるようになった。

第3に、地方版「5カ年計画」に対する中央政府の「事前許可」制度も、地方政府の法的地位を理解する上でのよい事例である。地方政府組織法および国务院通達によれば、省級政府および県・市政府には地方版「5カ年計画」(以下、地方発展計画)を策定する限が認められている。地方発展計画は、地方政府の所管区域内における諸行政活動の重要な根拠となることはいまでもない。各級地方計画は、同級地方人民大会の承認を経て初めて発効するとされているが(組織法8条2項)、実際には、省級地方計画に対する国务院事前許可、県・市地方計画に対する省級政府の事前許可を追認するに止まっている状況である。しかし、地方発展計画は、地方政府と中央政府との間での事前相談、政策提言等のプロセスを経て策定されるのが一般的である。中央政府はこのようなプロセスを積極的に推進しており、地方政府の優れた提言・計画に関しては、それを国家重点支援対象として指定し、モデルケースとして全国に普及させることも多い。

このように、中央政府は、地方政府の地方行政命令の策定過程、行政権限の執行過程、地方発展計画(行政計画)の策定過程においても大きな影響力を有している。しかし、地方版「5カ年計画」

37 「中華人民共和国地方各級人大(人民代表大会、筆者注)および地方人民政府組織法」(以下、組織法)55条は、「すべての全国地方各級人民政府は、国务院の統一的な領導下における行政機関であり、国务院に服従する」と定めている。

38 立法形式上、日本の長の規則に当たるが、執行命令や委任命令の制定も可能であること、日本の省令と同等の効力が認められていることから、地方における行政命令、あるいは法規命令ともいえる。日本行政法学における行政命令および法規命令の定義や内容については、芝池義一『行政法総論講義 第4版補論版』(有斐閣、2006年)10頁以下、114頁以下を参照。

39 憲法および法律の解释权は全国人民代表大会常務委員会に(憲法62条、立法法42条)、国务院令は国务院(『行政法規制定程序条例(国务院令321号)』31条)、地方法規(日本の条例に当たる)の解释权は地方人民大会常務委員会にあると定めている。第五次全国人民代表大会常務委員会第十九回会议決議『全国人民代表大会常務委員会关于加强法律解释工作的决议』(1981年6月10日)を参照。

40 『規章制定条例(国务院令322号)』33条を参照。

41 国务院決定(2004):国發20号・附件:政府核准的投資目錄(2004年本)を参照。

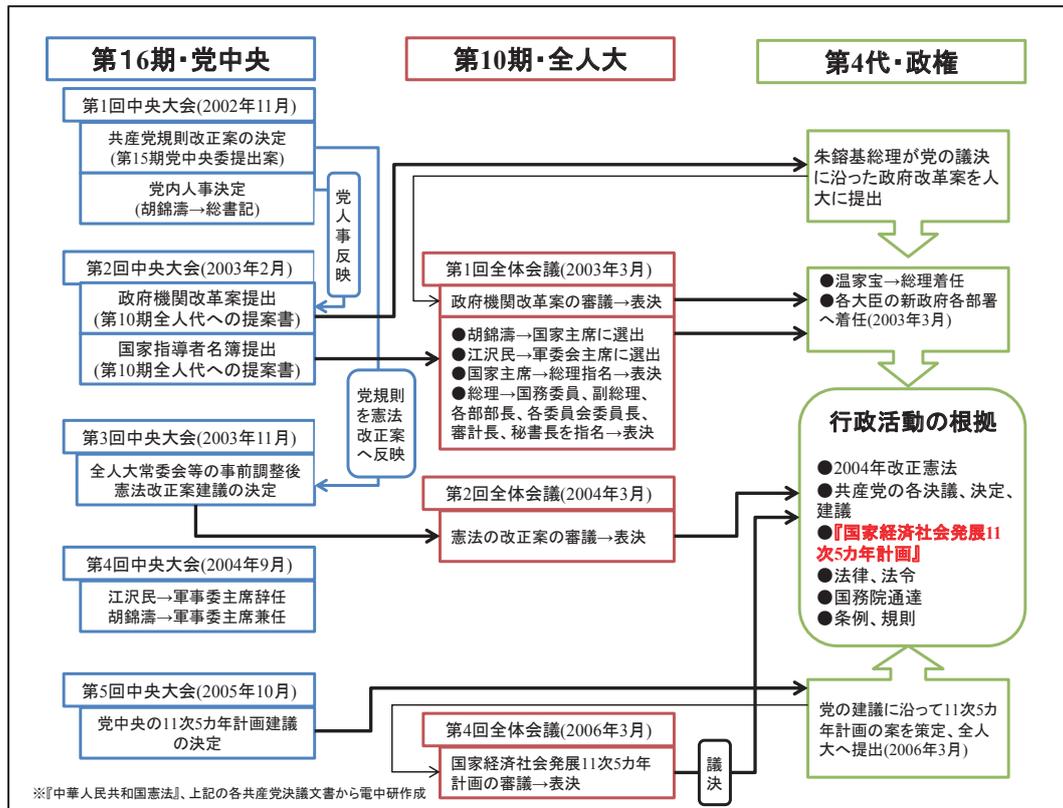


図4 人事、国家発展計画を巡る党、全国人民代表大会、行政の役割

の策定過程にみるように、中央政府が地方政府の提案を積極的に採用する連携体制もある。

5-2. 国家発展計画の拘束力の強さ

日本の場合、例えば、閣議決定をもって「国家戦略」を定め、種々の国家目標を掲げたとしても、閣議決定そのものに法的拘束力がないため、地方自治体の首長に具体的な義務が生じるわけではない⁴²。これに対し、中国の場合、国家発展計画を根拠に、地方政府責任者に具体的な責務を課すことができ、また、その目標が達成できない場合、種々の「不利益」（免職など）が生じる制度となっ

ているため、国家目標には強い拘束力が働く制度となっている。

憲法 89 条 5 項によれば、国務院は、国家発展計画の（Ⅰ）策定権限（策定過程については図 4 を参照）および（Ⅱ）執行権限を有すると定めており、（Ⅱ）に関しては、さらに国務院令（日本の政令に相当）、国務院決定および国務院命令の制定権が認められている（憲法 89 条 1 項、立法法 56 条 2 項）。

また、地方政府組織法 59 条 5 項は、国家発展計画の実施を地方政府の「職責」とされており、職務命令を執行拒否した地方政府の主要責任者に対し上級政府は、懲戒処分（行政機関公務員処分条例[国務院令]19 条、34 条～36 条：嚴重注意、戒告、降格、停職、免職）を行うことができる。

つまり、目標再分配制度にみられる国務院決定等は、例えそれが通達の形式であっても、地方政府の執行拒否に対し、懲戒権限発動が可能であるゆえに、国家発展計画には強い拘束力が働く仕組みとなっている。

⁴² 政府見解としての内閣衆質「閣議決定（レセプト審査・支払の民間委託）の質問に対する答弁書」155 第 44 号（2003 年 1 月 13 日）は、「閣議決定は、法令には当たらず、一般に、これに反したとしても法令違反となるわけではないが、内閣の意思決定として、その構成員たる国務大臣はもとより、内閣の統轄下にあるすべての行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員はこれに従って職務を執行する責務が生じる」と解している。

5-3. 党による人事制度の一括管理

中国における公務員人事、とりわけ管理職公務員（省長、市長、局長、課長など）の人事は、党によって一括管理されている。つまり、行政の長に対する懲戒権（罷免以外）は上級政府が有しているが、行政の長を含む管理職公務員の任命、昇進、任期満了後の他のポストへの着任（例えば、行政機関から司法機関へ）等について、実質上の決定権を有している。例えば、省長は、地方人民代表大会（地方議会）の大会内選挙によるとされているが、推薦権は省級党委員会にあり、上級党委員会（中央共産党）の同意を経る必要がある（党政領導幹部選抜任用条例8条以降を参照）。中国の政権交代における中央政府指導者の人事も同じ構図の下で行われている（図4）。

以上の点に鑑みると、環境配慮型都市政策の執行過程において、責任主体および評価指標の明確化が図られている取り組みは、政策執行の実効性を確保する役割を果たしている一方、党の人事政策の公平性を確保する役割も果たしている。

6. 結論

以上、①節能減排制度、②生態都市表彰制度、③天津中新生態城事業を中心に検討し、いずれの制度もその政策執行の実効性の確保にあたって、責任主体および評価指標の明確化が図られており、取り組み状況と人事評価とをリンクする手法が導入されている点においては共通するものであり、それが実現可能であったのは、中国の独特な国家体制にあることが分かった。

また、中央政府は、政策の展開において、省級政府の政策執行力に大いに頼っており、省級政府の政策提言権も大いに認めていることが分かった。

これらの点は、急成長を遂げているアジア市場を狙った都市インフラや省エネ産業の輸出を「アジア経済戦略」の重要政策の1つとして挙げている日本の中国進出の戦略づくりにおいても重要な視点となる。

付録：都市化率の上昇の背景

前述、中国の都市化率は1991年の30%から2007年の45%に上昇し、2030年には65%に達するとされる。都市化の推進背景として、第1に、都市における農村人口の増加が挙げられる。11次国家発展計画では、目標所得や社会保障分野等において生じている都市部と農村部との格差是正政策として、農村人口の都市部への移転政策（戸籍取得も含める）を進めている。人口との関連でいうと、1%の都市化率の上昇は、1500万人の農村人口の都市への流入を意味し、今後20年の間、少なくとも3億5千万人の都市人口の増加に対応するための都市の新規、または再開発が行われる見通しである。

第2に、国の産業移転政策の推進による新規工業都市の増加が挙げられる。2011年、国務院によって公布された「(国土)全国主体功能区計画」⁴³では、環境資源と経済発展可能性とのバランスを考慮し、行政区域（日本の府県レベル）を跨る形で国土を重点開発区域、適正開発区域、制限開発区域、禁止開発区域に分け、区域間における産業移転（農村人口移動も含む）を推進すると定めている。産業移転政策の推進は、新規工業都市の増加となるため、これまで以上に、環境に配慮した都市づくりが求められている。

謝辞

本稿の執筆にあたり、(財)土地総合研究所の草間一郎様、中島壮一様、東京工業大学の大澤昭彦博士より、貴重なコメント等をいただいたこと、心より深謝申し上げます。

⁴³ 本国土計画は2007年8月までに計画案を策定する予定であったが、実際、案が出来上がったのは2010年6月であり、しかも2011年3月時点まで、その内容の詳細は公開されていない。公布予定が遅れた原因は、地方政府間の発展利益間調整が難航しているとする見方が有力である。詳細は、郭錦輝「全国主体功能区规划久未出台的背後」(中国経済時報 2010年3月24日)を参照。